

オンラインママリフレッシュ講座 動画配信

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111（直）

オンラインママリフレッシュ講座の動画第3弾「子育てママのためのお片付け講座」です。ママだけでなく、誰でも楽しめる内容です。ぜひご覧ください。

「子育てママのためのお片付け講座」

講師 お片付けアドバイザー 甲斐祐子さん

子どものおもちゃや洋服など、なかなか整理ができず困ったことはありませんか。子どもの成長に合わせた整理の方法や、たまってしまう子どもの思い出の写真などの片付け方法をお伝えします。

【動画配信 URL】

[https://youtu.be/](https://youtu.be/WQ9E9vCZdNc)

WQ9E9vCZdNc



【注意事項】

- 動画の視聴は無料ですが、YouTube アプリのダウンロードや通信料は各自の負担です。
- 専用の撮影機材などもなく、試行錯誤のところがあり、見にくい場面などがあると思いますが、ご理解をおねがいします。

②リビングにおむつ・絵本(2歳～3歳)



相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日（電話相談にて対応）

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

「無料点検」のはずが勧誘だった！排水管の点検や洗浄の勧誘に注意！

事例①

突然訪問してきた事業者から『排水管を無料で点検する』と言われ了承したところ『このままでは大変なことになる』と排水管の洗浄をすすめられ、契約してしまった

事例②

料金3,000円と書かれたチラシを見て排水管の洗浄を依頼したところ、数万円の費用を請求された

以上のように、事業者の突然の訪問やチラシをきっかけとしたトラブルがみられます。

アドバイス

- 「無料で点検する」などと勧誘してくる事業者を安易に信用しないようにしましょう。
- チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう。
- 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。
- トラブルになったときは、消費生活相談窓口にご相談してください。

【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188（いやや!）」番
- ※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）

楽しい音教室参加者募集

問い合わせ先 町地域包括支援センター（町福祉センター内）
☎963-0663（直）

キーボードを楽しみながら弾くことで、指先を刺激し脳の活性化を促す教室です。月2回の参加で、終了時には曲が演奏できるようになります。個別指導の時間があるため、家にキーボードがない人や初心者でも安心して参加できます。この機会にぜひ、楽器に触れてみませんか。



【日程】 4月12日（月）、26日（月）
5月10日（月）、24日（月）
6月14日（月）、28日（月）
7月12日（月）、26日（月）
8月2日（月）、23日（月）
9月13日（月）、27日（月）

【時間】 午前10時30分～正午

【場所】 シーオーレ新宮3階 レッスルルーム

【対象】 町内に住む60歳以上の人で、介護認定を受けていない人

【定員】 10人（定員を超えた場合は抽選）

【教材費】 1,100円（初回に集めます）

【申込期間】 3月8日（月）～12日（金）

【申込方法】 窓口、電話

【申込先】 町地域包括支援センター

町福祉センターの大規模改修工事を行います

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当）
☎710-8286（直）

町福祉センター本館の老朽化にともない、次の期間で耐震補強工事および改修工事を行います。工事期間中は、一般団体などの部屋の利用（ヘルストロンなどを含む）が制限されます。

また、土曜日・日曜日が閉館となるため、工事期間中の資源ゴミの回収はお休みします。

なお、健康福祉課窓口および社会福祉協議会窓口は、通常どおり開庁します。（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

【工事期間】 5月から令和4年1月まで（予定）

ケアトランポリン教室参加者募集

問い合わせ先 町地域包括支援センター（町福祉センター内）
☎963-0663（直）

誰でも安全に楽しめるケアトランポリン教室を行います。トランポリンでの上下運動は、全身に刺激を与えます。ぜひ体験してみませんか。無料で参加できます。



【日時・場所・定員】

①4月6日～

毎週火曜日の午後1時30分～3時
ふれあい交流館 ホール（大字三代1095）

定員 24人（定員を超えた場合は抽選）

②4月7日～

毎週水曜日の午前10時～11時30分
アクア新宮 地域交流室（中央駅前2-7-1）

定員 18人（定員を超えた場合は抽選）

【対象】 町内に住む65歳以上の人

【申込期間】 3月8日（月）～12日（金）

【申込方法】 窓口、電話

【申込先】 町地域包括支援センター

軽自動車、バイクなどの廃車・譲渡手続きはお早めに

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731（直）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で登録している所有者に課せられます。手続きが遅れると車両を所有していなくても税金が発生することがあります。

譲渡、解体、盗難などで軽自動車・バイクなどをすでに所有していない場合や、所有者が死亡している場合は、早めに手続きをしてください。

車種や手続き内容によって、手続き場所や必要なものが異なります。詳しくは問い合わせください。

【手続き・問い合わせ先】

○原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車
役場税務課 ☎963-1731（直）

○軽自動車
軽自動車検査協会 福岡主管事務所
☎050-3816-1750（直）

○軽二輪・二輪小型自動車（125ccを超えるバイク）
全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所
☎641-0431（直）

マイナポイント事業が延長されます

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230（直）

マイナンバーカードを活用した国の消費活性化策であるマイナポイント事業が、9月30日（木）まで延長されます。



【対象】 3月31日（水）までにマイナンバーカードの交付申請を行った人（予定）

※2月4日現在の情報です。政府予算などの状況により変わる場合があります。

※マイナポイントの利用を検討している人は、早めにマイナンバーカードを申請してください。申請後1～2か月程度での受け取りとなります。

※マイナンバーカードの受け取り後、別途マイナポイントの予約・申し込みの手続きが必要です。

【マイナポイントとは】

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約（マイキーIDを設定）の上、一定額をキャッシュレス決済サービスを利用して前払いするなどした人に対して付与されるポイントです。

【マイナポイント事業に関する問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

（音声ガイダンス後「5番」を選択）

マイナンバーカード受け取りのための臨時開庁

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直）

次の日時で、マイナンバーカードの受け取りのため臨時開庁します。電話予約し、来庁してください。

マイナンバーカードの申請や電子証明書の更新も可能です。希望する人は問い合わせの上、電話予約してください。



【日時】 3月13日（土） 午前9時～11時30分

3月28日（日） 午前10時～午後1時30分

※予約人数には限りがあります。早めに予約してください。

心配ごと・福祉なんでも相談



みなさんの身のまわりで起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 3月9日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員、社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政への意見、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎963-0921（直）

こころにこころ相談室

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995（直）

妊娠中や子育て中の人々の不安や悩みを少しでも軽減するため、臨床心理士による相談を開催します。一度ゆっくりお話してみませんか。相談は無料です。

【日程】 3月16日（火）

【時間】 ①午前9時～9時50分

②午前10時～10時50分

③午前11時～11時50分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦、乳幼児の保護者

【定員】 各時間帯1組ずつ

【託児】 無料（要予約）

【注意事項】 相談は原則として1回です。心療内科・精神科などに通院中の人は、保健師の対応となる場合があります。

【申込方法】 窓口、電話（申込時に、相談内容を簡単に伺います）

【申込締切日】 3月9日（火）

【申込先】 シーオーレ新宮子育て支援課

町営渡船無料乗船券、福祉タクシー利用券の交付

問い合わせ先 役場健康福祉課（障がい者担当） ☎ 962-0239（直） 町福祉センター健康福祉課（高齢者福祉担当） ☎ 710-8286（直）

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）分の町営渡船無料乗船券、福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます。

なお、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）分の有効期限は、3月31日（水）です。

【町営渡船無料乗船券対象】

町内に住民票を有し、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の交付を受けている人
- 療育手帳の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 特定疾患医療受給者証の交付を受けている人
- 満70歳以上の人

【福祉タクシー利用券対象】

町内に住民票を有し、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人
- 療育手帳「A」の交付を受けている人

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 特定疾患医療受給者証の交付を受けている人

【必要なもの】

対象となる手帳や受給者証、認め印

※町営渡船無料乗船券を希望する満70歳以上の方は、認め印のみ必要です。

※福祉タクシー利用券は、申請月から年度末月までの月数に応じて発行します。早めの申請をおすすめします。

【受付開始日】 3月25日（木）

【受付場所】 役場健康福祉課

【相島に住む人の申請】

受付日時 3月19日（金）午前10時～午後1時

場所 相島きずな館

※福祉タクシー利用券を希望する人は、事前に電話で申し込みください。

3月28日（日）と4月4日（日）に休日開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎ 963-1733（直）

例年、3月から4月にかけては、引っ越しに伴う手続きで窓口が混み合います。そこで、3月28日と4月4日の日曜日に臨時で住所変更に関する窓口業務の一部を行います。

【業務を行う時間】 午前10時～午後2時

※手続きに際して、他市区町村に確認が必要な場合など、当日に受け付けできないことがあります。あらかじめご了承ください。

水道の手続きは当日の受け付けができません。事前に窓口、FAX（941-2682）、インターネットのいずれかにて手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

役場上下水道課 ☎ 963-1736（直）



窓 口	取扱業務
住民課 ☎ 963-1733（直）	転出入・転居届とそれに伴う各種証明発行、国民健康保険証・医療証の手続き
子育て支援課 ☎ 963-2995（直）	児童手当の手続き
学校教育課 ☎ 963-1739（直）	町立小・中学校の転出入の手続き、住所などの変更手続き（転居を含む）
環境課 ☎ 963-1732（直）	ごみの出し方の説明